

富谷市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和 7 年度～令和 8 年度

(2025 年度～2026 年度)

令和 7 年（2025 年）3 月



目次



1. 計画の策定にあたって

- ◆計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ◆重層的支援体制整備事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ◆持続可能な開発目標(SDGs)との関係・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. 計画の位置付け

- ◆他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ◆計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3. 事業の実施内容

- ◆富谷市の重層的支援体制整備事業の取り組み方・・・・・・・・・・5
- ◆重層的支援体制整備事業交付金対象事業について・・・・・・・・5
- ◆包括的相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- ◆地域づくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- ◆多機関協働事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- ◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・・・・・・・・・・・・15
- ◆参加支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ◆「多機関協働事業」において実施する会議について・・・・・・17

4. 計画の進捗管理について

- ◆計画の進捗管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

5. 資料等

- ◆用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

1. 計画の策定にあたって

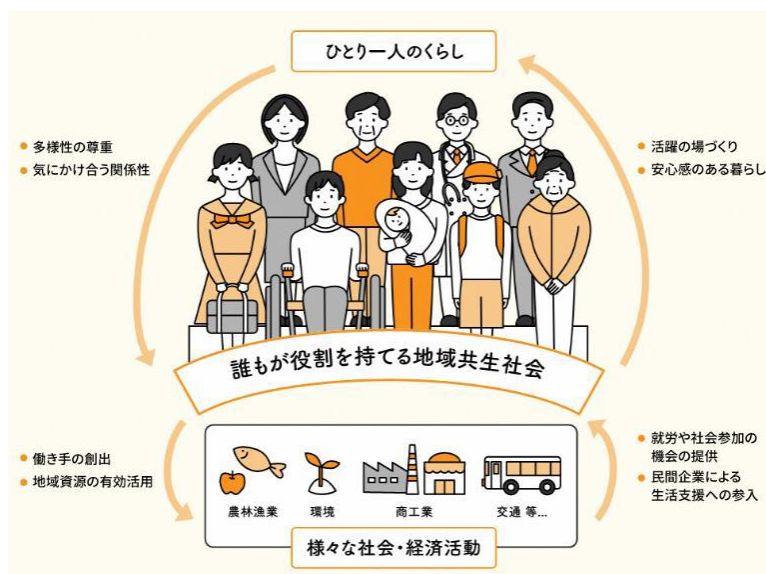
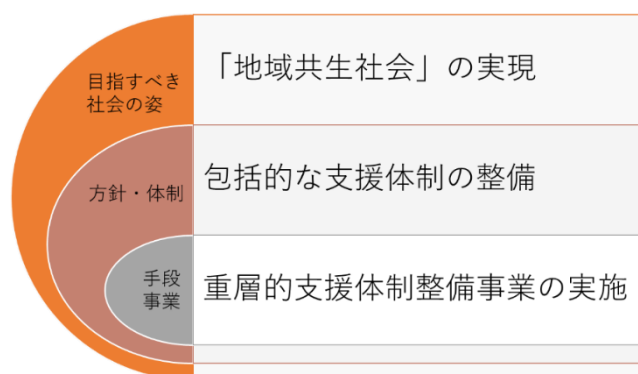
◆ 計画策定の背景と目的

少子高齢化や人口減少、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、時代とともに、地域や世帯を取り巻く環境が変化しています。これらに伴い、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーや社会的孤立などの生活課題は、複雑・深刻化しており、これまで培ってきた分野別の社会制度や公的サービスだけでは、十分な対応が難しい事案が増加しています。

本市では、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることを目指し、基本理念を「みんなで地域を守り育み支えあうまちづくり」とした「富谷市地域福祉計画」を令和 2 年 3 月に策定し、多様な視点から地域共生社会の実現に向け、関連施策を推進してきました。

さらに令和 4 年 4 月から、国の交付金事業である「重層的支援体制整備事業移行準備事業（以下「移行準備事業」という。）」に着手し、複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた分野横断的な包括支援を行うため、市独自の体制整備に取り組みました。

この 3 年間の移行準備の取り組みを活かし、悩みを抱える世帯の生活課題が重度化しないよう早期に発見し必要な支援に結びつける体制を強化するため、引き続き重層的支援体制整備事業の実施を通じて、さらなる地域共生社会の実現を目指します。



資料：厚生労働省

◆ 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、「地域共生社会の実現」という理念に基づき、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号（以下「法」という。）第 106 条の 4 により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①「包括的相談支援」（属性を問わない相談支援）②「参加支援」③「地域づくり支援」の 3 つの支援を柱として一体的に実施するものです。そして、この取り組みを円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」が新たな機能として加わり、これらの取り組みを強化して実施するものです。

そのため、これまで分野ごとの制度（高齢介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮）に基づき実施してきた相談支援や地域づくりに関する補助金に、新たな機能分の補助金を加え一体的に執行する「重層的支援体制整備事業交付金」（法第 106 条の 9）が創設され、本市は、この交付金を活用して事業を実施します。

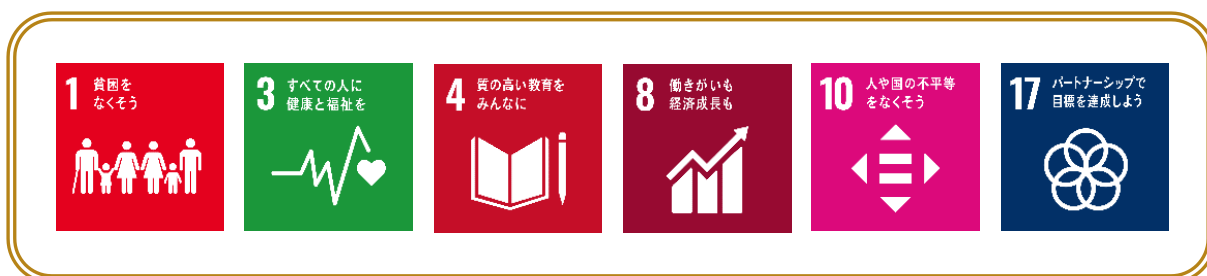
- ① **包括的相談支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）**
本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受止め、関係する支援機関全体で連携して行う支援
- ② **参加支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）**
本人や世帯の状況に寄り添い、段階的に地域社会とのつながりを回復できるように支援する
- ③ **地域づくり支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）**
地域活動の活性化・多様化を通じた、世代を超えた交流の場が生まれやすい環境を整備する支援

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、全 193 カ国の同意により採択された国際社会全体の共通目標です。令和 12 年までの間に達成すべき 17 の目標と、具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

本計画は、この SDGs の 17 ある目標のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 全ての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の 6 つに関連します。

本計画を着実に推進し、包括的な支援体制を整備することは、SDGs で掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現につながるものと考えます。



2. 計画の位置付け

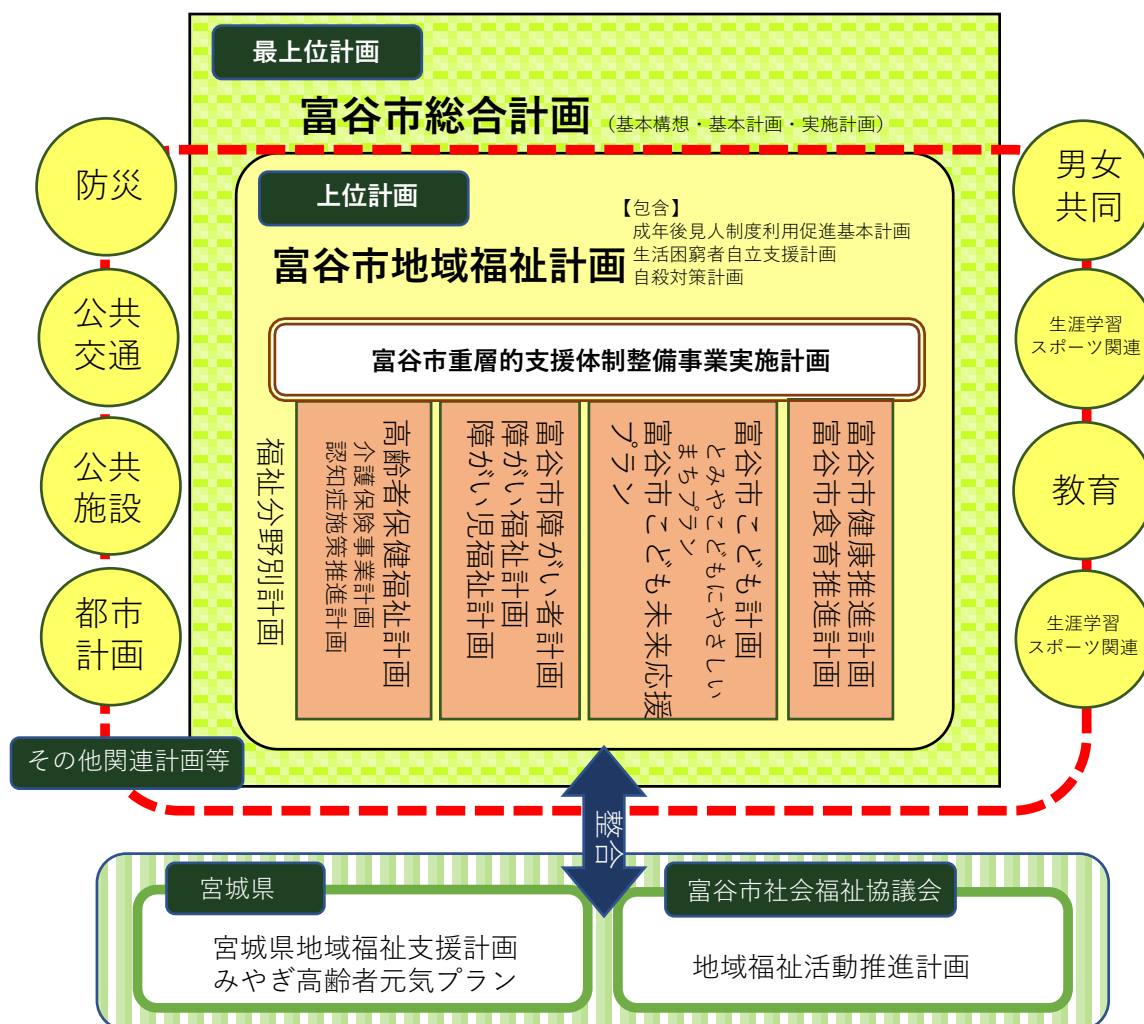
◆ 他計画との関係性

本市では、まちづくりの最上位計画「富谷市総合計画」で目指しているまちの将来像を踏まえ、福祉分野の上位計画となる「富谷市地域福祉計画」を策定しています。

この中で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として「重層的支援体制整備事業」を実施します。

今回策定する重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本実施計画」という。）では、法第106条の5の規定に基づき、重層事業を適切に実施するために必要な固有の事項を示し、関係機関との連携体制や地域との協力体制を深めていきます。

【関係図】



◆ 計画期間

本計画は、令和7年度から令和8年度までの2か年とします。以降は、「富谷市地域福祉計画」（計画期間：令和3年度から8年度まで）の第2期策定時に併せて見直しを行い、地域福祉計画へ包含し一体的に策定することとし、以後の計画期間は6年間とする予定です。

■ 各行政計画等の計画期間

名称		令和 5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2026)	10 年度 (2027)	
総合計画・地方創生総合戦略		基本構想			次期計画			
		後期基本計画・地方創生総合戦略			次期計画			
地域福祉計画※		令和 3 年度～令和 8 年度				次期計画		
重層的支援体制整備事業実施計画				本計画		次期計画		
福祉分野別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 8 年度			次期計画			
	障がい者計画	令和 6 年度～令和 11 年度						
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	令和 6 年度～令和 8 年度			次期計画			
	こども計画（こどもにやさしいまちプラン） ※R7 年度～「子ども・子育て支援事業計画」を包含	次期計画						
	こども未来応援プラン（子どもの貧困対策計画）	令和 6 年度～令和 10 年度						
	健康推進計画				令和 7 年度～令和 18 年度			
	食育推進計画	令和 3 年度～令和 7 年度			次期計画			
宮城県地域福祉支援計画		令和 3 年度～令和 7 年度			次期計画			
富谷市社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画		平成 30 年度～令和 8 年度				次期計画		

※「成年後見制度利用促進基本計画」「生活困窮者自立支援計画」「自死対策計画」を包含。

3. 事業の実施内容

◆ 富谷市の重層的支援体制整備事業の取り組み方

高齢・障がい・子ども・生活困窮などにおける単一の分野による取り組みでは、根本的な解決に至らないと思われる世帯の課題を「重層的支援体制整備事業」と連携させ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理し、チーム支援に移行します。

そのため、市の包括的相談支援事業者である各相談機関においては、市民からの相談をまるごと受け止める「断らない相談窓口」を展開します。ここでの相談内容に応じて、適切な支援担当に橋渡しを行うほか、複合課題の場合には、支援者間の連携を調整する多機関協働事業者につなぎ、包括的なチーム支援の強化を図ります。

また、複雑・複合化には至っていないものの、必要な支援が届いていないと思われるケースについても本事業の対象とし、支援者間で情報を共有しながら支援方法について検討することにより、地域課題の重度化を予防し、早期解決につなげていきます。

なお、多機関連携によるチームでの支援力を向上させるためには、支援者一人ひとりの連携の意識を高める必要があります。複合課題対応力向上のための研修や、コミュニケーションスキル研修等、多機関連携に必要となるスキルの向上につながる取組を通じて、人材育成と事業者間交流を推進することにより、本事業における組織的な対応力の向上につなげていきます。

◆ 重層的支援体制整備事業交付金対象事業について

法第106条の4第2項の規定に基づき、下記の各号区分に基づき、本市における重層的支援体制整備事業を実施します。

	法第106条の4第2項各号	区分
(1)	第1号	相談支援
(2)	第2号	参加支援
(3)	第3号	地域づくりに向けた支援
(4)	第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援
(5)	第5号	多機関協働
(6)	第6号	支援プランの作成※

※「支援プランの作成」は、多機関協働と一体的に実施。

法対象事業			市該当事業・拠点等	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	1	地域包括支援センター運営事業 ◆富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター（いちい） ◆東向陽台・成田圏域地域包括支援センター（さくら） ◆富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター（わかば）	保健福祉総合支援センター
	障害者相談支援事業	2	障がい者等相談支援事業 ◆地域支援センターぱれっとよしおか ◆富谷市障がい者等相談支援窓口	地域福祉課
	利用者支援事業	3	こども家庭センター	子育て支援センターとみここ 子育て支援課
	生活困窮者自立相談支援事業	4	生活困窮者自立相談支援事業 ◆富谷市自立相談支援センター	地域福祉課
地域づくり支援事業	地域介護予防活動支援事業	5	◆仙台リハビリテーション病院 ◆(有)ケアオフィス ◆富谷市社会福祉協議会	保健福祉総合支援センター
	生活支援体制整備事業	6	◆富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター（いちい） ◆東向陽台・成田圏域地域包括支援センター（さくら） ◆富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター（わかば） ◆富谷市社会福祉協議会	保健福祉総合支援センター
	地域活動支援センター事業	7	地域活動支援センター機能強化事業 ◆TOMOTOMO YOUYOU	地域福祉課
	地域子育て支援拠点事業	8	◆とみや子育てサロン ◆上桜木果樹園の森こども園 ◆明石台若樹の森こども園 ◆とみや杜の橋こども園 ◆アルシュ富谷こども園 ◆ほっと育く	子育て支援課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	9	地域のつどいの場を通じた多世代交流事業	長寿福祉課
多機関協働事業 ※支援プランの作成を含む		10	多機関協働事業	長寿福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		11	重層的アウトリーチ支援事業	長寿福祉課
参加支援事業		12	参加支援事業	長寿福祉課

※10の事業は、～R4 まで【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業 R5～記載事業へ変更

◆ 包括的相談支援事業 1 2 3 4

「高齢」「障がい」「子ども」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の相談支援事業において、市民からの困りごとの相談を受ける各機関は、まずは世帯が抱える課題をまるごと把握し、解決に向けた課題のときほぐしや整理を行います。

なかでも複雑・複合化しており、複数の支援機関での役割分担が必要な事案の場合には、その調整役となる多機関協働事業につなぎ、分野横断的な連携支援を実施します。

【事業の役割】

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につなぐ

1 地域包括支援センターの運営

根拠法令	介護保険法第 115 条の 46 第 2 項第 1・2・3 号
事業内容	高齢者や家族等から、保健・福祉・介護・医療等に関する総合的な相談を受ける窓口として専門職による包括的な支援を実施する。
支援対象者	65 歳以上の高齢者等
拠点または施設名称	◆保健福祉総合支援センター ◆① 富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター（いちい） ② 東向陽台・成田圏域地域包括支援センター（さくら） ③ 富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター（わかば）
実施体制【基本型】	【直営】 保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター 【委託】 ① 医療法人社団 清山会 ② 社会福祉法人 東松島福祉会 ③ 社会福祉法人 永楽会
人員配置	【保健福祉総合支援センター】 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 3 職種 【各地域包括支援センター】 3 職種について 1 名以上、そのほか必要な職種
所管課	保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター

2 障害者相談支援事業

根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 77 条第 1 項第 3 号
事業内容	障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある方が身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制を構築する。 ① 障がい者等基幹相談支援事業 富谷市・黒川圏域における相談支援の中核的な役割を担う機関（＝基幹相談支援センター）として、障がいのある方やその家族に対する相談等の業務を総合的に行う。 【支援内容】 総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制を強化する取組、地域移行・地域定着支援、権利擁護・虐待防止のための支援、障がい児及び家族等への相談支援、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）など ② 富谷市障がい者等相談支援事業 地域における身近な相談機関として、来所や訪問による相談支援等を行う。 【支援内容】 日常生活・福祉サービス利用等に関する相談、障がいや病状の理解等に関する相談、保育や教育等に関する相談、家族関係・人間関係に関する相談、社会参加や余暇活動に関する相談、権利擁護に関する相談、その他地域生活を送るうえで必要な相談支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介など
支援対象者	身体・知的・精神・発達障がい、難病のある方やその家族等
拠点または施設名称	(ア) 地域支援センターぱれっとよしおか (イ) 富谷市障がい者等相談支援窓口（地域福祉課内）
実施体制 【基本型】	【委託】 ① 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 【委託】 ② NPO 法人 自閉症ピアリンクセンターここねっと
人員配置	① 専門員 2 名（社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等の資格を有するもの。主任相談支援専門員（原則）1 名・医療的ケア児等コーディネーター1 名を含む） ② 専門員 2 名（障がい者等の相談・援助業務に関する経験を有し、かつ、相談支援専門員・精神保健福祉士・社会福祉士・保健師・介護支援専門員等の資格を有するもの）
所管課	保健福祉部 地域福祉課

3 利用者支援事業

根拠法令	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号
事業内容	こども又はその保護者の身近な場所で教育・保育・保健・その他の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談の助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する
支援対象者	子育て家庭や妊産婦
拠点または施設名称	◆保健福祉部 子育て支援課 ◆とみや子育て支援センター
実施体制【基本型】	【直営】 保健福祉部 子育て支援課 保健福祉部 子育て支援課 子育て支援センター
人員配置	保健師、社会福祉士、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等
所管課	保健福祉部 子育て支援課 保健福祉部 子育て支援課 子育て支援センター

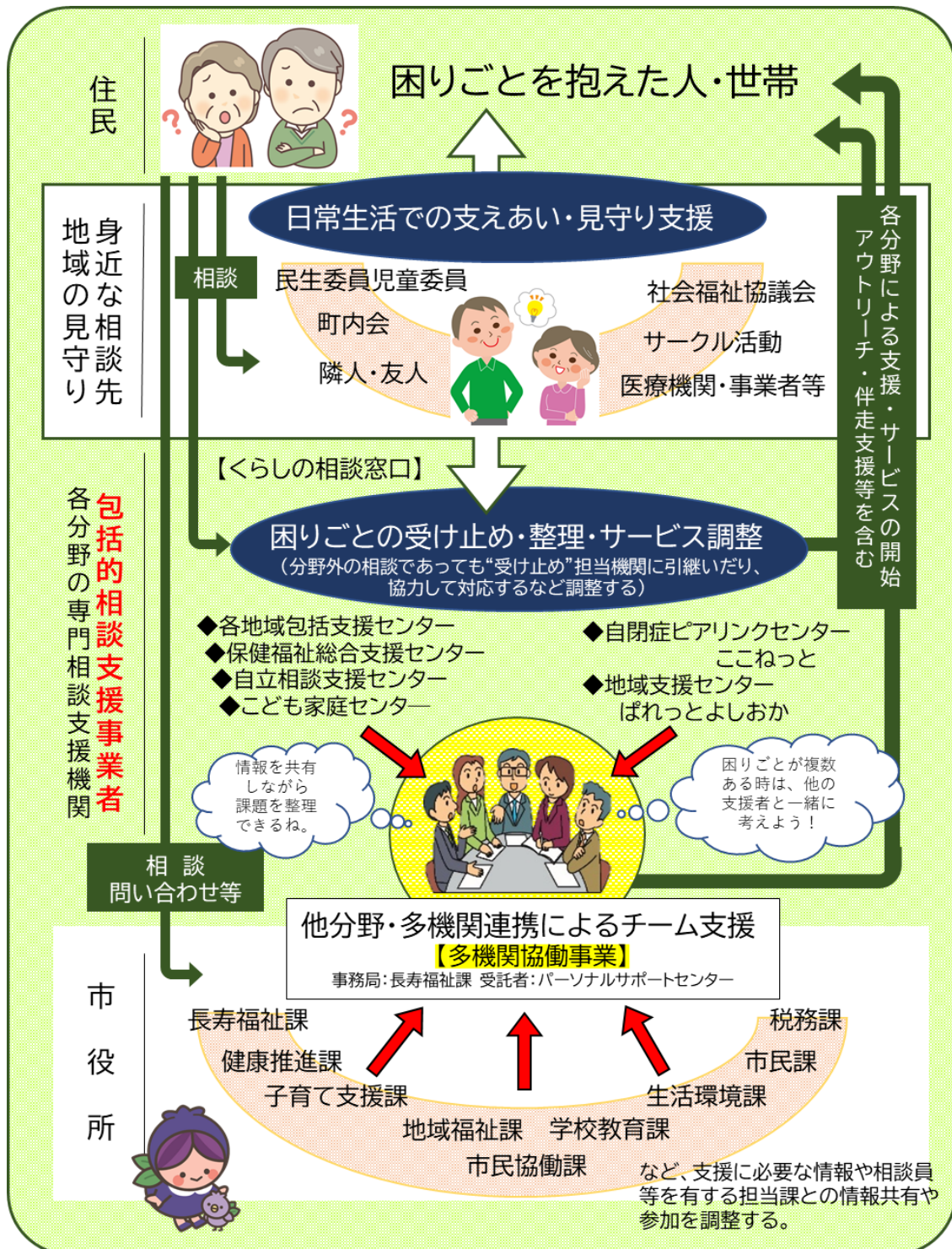
4 生活困窮者自立相談支援事業

根拠法令	生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号
事業内容	日常生活における不安や困りごとに対して支援員が相談を受け、問題解決に向けた支援を行う。 ひきこもりの方へのアウトリーチ（訪問活動）支援、住居確保給付金の相談受付（離職などで住むところがなくなった方や、住む場所を失うおそれが高い方には、就職活動することを条件などに、一定期間、家賃相当額を支給する事業）なども行う。
支援対象者	富谷市内にお住まいで生活に困窮している方 （生活保護を受給している方は対象外）
拠点または施設名称	◆富谷市自立相談支援センター（地域福祉課内）
実施体制【基本型】	【委託】 一般社団法人 パーソナルサポートセンター
人員配置	主任相談支援員・相談支援員・アウトリーチ支援員 各 1 名
所管課	保健福祉部 地域福祉課

「包括的相談支援」（断らない相談窓口）のイメージ

【多機関連携によるチーム支援の強化】

これまでも、各分野において関係機関との連携による支援を実施してきましたが、さらに分野や属性を問わない“断らない相談窓口”を強化するため、“支援チームづくりをサポート”する役割を担う「多機関協働事業」を実施します。



◆ 地域づくり事業 5 6 7 8 9

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存事業の取組みを行いながら、地域の支援ニーズや各拠点エリアの状況に合わせて、利用者の世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域の自主的な活動の把握や支援者同士のネットワークの構築、支援ニーズと取組みのマッチングを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うもの。

【事業の役割】

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

5 地域介護予防活動支援事業

根拠法令	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号
事業概要 および 取組内容	介護予防に資する多様な地域活動組織やボランティア等の育成や支援のほか、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施を推進 例) 生活支援養成講座、サポーター養成基礎研修
支援対象者	支援活動に関わる方
拠点または 施設名称	◆富谷市保健福祉総合支援センター ◆富谷市福祉健康センター（社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会受託事業）
実施体制	【直営】 保健福祉部長寿福祉課 保健福祉総合支援センター 【委託】 ① 社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会 ② 医療法人社団 仙台リハビリテーション病院 ③ 有限会社 ケアオフィス
人員配置	・富谷市保健福祉総合支援センター事業担当 ・委託先における各事業担当
所管課	保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター

6 生活支援体制整備事業

根拠法令	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号
事業概要 および 取組内容	地域における多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する。 例) 運営推進会議の実施、第一層協議体・第二層協議体の設置
支援対象者	65 歳以上高齢者及びその支援活動に関わる多様な主体
拠点または 施設名称	◆富谷市保健福祉総合支援センター ◆富谷市社会福祉協議会 ◆富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター（いちい） ◆東向陽台・成田圏域地域包括支援センター（さくら） ◆富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター（わかば）
実施体制	【直営】 保健福祉部長寿福祉課 保健福祉総合支援センター 社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会 【委託】 ① 医療法人社団 清山会 ② 社会福祉法人 東松島福祉会 ③ 社会福祉法人 永楽会
人員配置	各地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」（認知症地域支援推進員と兼務）を 1 名ずつ専従配置
所管課	保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター

7 地域活動支援センター事業

根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号
事業概要 および 取組内容	【地域活動支援センター機能強化事業（月 1 回～開催）】 一般就労をしている方や就労支援事業へ通所している方等を対象にサロンを開催し、お話・ゲーム・スポーツのレクリエーション等を通じて、休日の余暇支援や利用者間の交流を図る。
支援対象者	身体・知的・精神・発達障がいのある方
拠点または 施設名称	富谷市地域活動支援センター（TOMOTOMO YOUYOU）
実施体制	【委託】 社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会
人員配置	所長（施設長） 1 名（兼務可） 指導員 2 名（常勤 2 名以上とし、うち 1 名は専任者）
所管課	保健福祉部 地域福祉課

8 地域子育て支援拠点事業

根拠法令	子ども子育て支援法第 59 条第 9 号
事業概要 および 取組内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う
支援対象者	子育て家庭の親とそのこども (主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者)
拠点または 施設名称	◆とみや子育てサロン ◆上桜木果樹園の森こども園 ◆明石台若樹の森こども園 ◆とみや杜の橋こども園 ◆アルシュ富谷こども園
実施体制	【直営】 保健福祉部 子育て支援課
人員配置	保育士、育児及び保育に関する相談指導について相当の知識や経験を有する者
所管課	保健福祉部 子育て支援課

9 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

根拠法令	重層的支援体制整備事業実施要領
事業概要	住民主体で実施している既存の地域づくり事業にタイアップし、世代や属性を問わず住民同士が集う事ができる居場所づくりの活性化につながる支援を行いながら、地域のニーズや生活課題の把握を行い、困りごとを抱える方の早期発見につなげる。 相談支援者や参加者同士、「困っていない」うちから顔の見える関係を築き、気かけあう地域づくりの一助とする。
支援対象者	住民全般（世代や属性を問わない）
拠点または 施設名称	町内会館、公民館などを拠点とした、地域で開催するつどいの場等
実施方法	【直営】 保健福祉部 長寿福祉課 事業へは、アウトリーチ事業の相談支援員等も参画し、地域支援者との関係構築にもつなげていく。
人員配置	社会福祉士、アウトリーチ事業の相談支援員等
所管課	保健福祉部 長寿福祉課

◆ 多機関協働事業 10 (※支援プランの作成を含む)

包括的相談支援事業者が受付した相談のうち、複雑・複合化した支援ニーズを有するものや、課題の解きほぐしが求められる事案に対し、関係機関の抱える課題の把握や、役割分担、支援の方向性の整理といった事案全体の調整機能を果たす役割であり、主に相談支援者の支援を行います。

さらに、関係機関等に向け、本事業の理解促進と連携強化を図るための研修会の実施や、情報交換などの取組を通じて、包括的な支援体制の構築に向けた支援を行います。

【事業の役割】

- 市全体で包括的な相談支援体制を構築する
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- 支援関係機関の役割分担を図る

事業名称	多機関協働事業
事業内容	【支援チームづくり調整機能(重層的支援会議)】 支援対象者本人の同意を得て、重層的支援会議を開催する。 支援機関が担う役割分担を調整し、支援プランを作成するほか、支援開始後のモニタリングを実施し、支援の中断・終結の判断まで行う。 【アウトリーチ支援等調整機能(法第 106 条の 6 支援会議)】 法による守秘義務がある支援会議を開催し、支援者間の情報共有と、課題の解きほぐしを行いながら、要支援者との関係を構築するためのアプローチ方法(アウトリーチ支援)の検討を行う。 【多機関連携強化に向けたスキルアップ研修等の開催】 多機関連携に関する理解促進研修や、ケース事例を通じたスキルアップ研修等を通して、包括的な支援体制意識の向上につなげる。
支援対象者	包括的相談支援事業者、そのほか相談支援に従事する職員 民生委員・児童委員等の地域で相談支援活動を行う方
拠点または施設名称	富谷市役所 長寿福祉課
実施方法	【直営】 保健福祉部 長寿福祉課 【一部委託】 一般社団法人 パーソナルサポートセンター
人員配置	事務局職員、社会福祉士、主任相談支援員、相談支援員
所管課	保健福祉部 長寿福祉課

ひきこもり等の問題を抱え、当事者本人の同意を得ることが難しい状態や、困っているという認識がない、あるいは支援を受けることに否定的であるなどの事情で、必要と思われる支援が届いていない人や世帯に対し、つながりを形成するための働きかけを行います。

また、このような潜在的な対象者を早期発見するため、各分野で実施するアウトリーチ事業との情報共有や他の支援機関、民生委員との連携構築のため、地域活動等の場に出向くなどしながら情報収集に取り組みます。

【事業の方向性】

- 各種会議・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から、潜在的な相談者をみつける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う。
- 支援が届いていない人に支援を届けるための働きかけを行う。

事業名称	重層的アウトリーチ支援事業
事業内容	【潜在的な相談者を見つける取組】 ◆各分野のアウトリーチとの情報共有や各種会議への参加のほか、地域づくり事業との連携を通じて、地域のニーズや困りごとを抱えている対象者を発見し、支援会議において関係機関と共有しながら、支援の方向性を検討していく。 【信頼関係構築に向けた支援】 ◆本人や世帯とのつながりを形成するための働きかけ（手紙やメール、訪問等）を継続的に行う。 ◆重層的支援会議につながった後も、他の支援者に引継ぐことが困難な場合においては、自宅訪問や必要な機関等への同行など、伴走支援を行いながら、地域社会とのつながり定着を図る。
支援対象者	◆本来必要と思われる支援が届いていない潜在的な相談者 ◆他の支援者に引継ぐことが困難な状況である相談者
実施方法	【直営】 保健福祉部 長寿福祉課 【一部委託】 一般社団法人 パーソナルサポートセンター
人員配置	社会福祉士、主任相談支援員、相談支援員
所管課	保健福祉部 長寿福祉課

◆ 参加支援事業 12

様々な生活課題を抱え、地域や社会とつながることができずに孤立している世帯が、自らの問題に向き合い解決に取り組みながら、自立した地域生活を送ることができるよう、本人やその家族の状況に適した既存の制度・サービスとのマッチングを行います。

また、既存の制度・サービスでは当てはまらない狭間の個別ニーズに対し、地域の社会資源や事業所等利用・居場所へのつなぎや働きかけなどを通じた、多様な社会参加の実現に向け対象者本人に寄り添って支援します。

【事業の役割】

- 地域・社会とのつながりをつくるための支援を行う
- 相談者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たなメニューをつくる
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

事業名称	参加支援事業
事業内容	【個別支援型】 課題を抱える本人・世帯が、他者や地域社会と関わり、自分に合った役割を見出すための多様な接点について、当事者の希望を確認しながら情報共有し、支援メニューとのマッチングを行う。 例) ◆ひきこもり支援事業や既存の中間就労事業、在宅生活支援事業など、本来の対象者ではない場合におけるサービスの利用についての受入調整。 ◆ボランティアや町内会、地域活動等、本人の希望や特性に合った、つながりの場を開拓・提案し、利用につながった後の見守り支援も行う。 【場づくり型】 誰でも気軽に利用できる居場所やコミュニティなどの「場」を用意し、その中での様々なイベントを通じて当事者と地域社会とのつながりや役割づくりを支援する。
支援対象者	個別支援型においては、「重層的支援会議」において支援プランを作成することについて同意した人や世帯。
実施方法	【直営】 保健福祉部 長寿福祉課 【一部委託】 一般社団法人 パーソナルサポートセンター
人員配置	社会福祉士、主任相談支援員、相談支援員
所管課	保健福祉部 長寿福祉課

「多機関協働事業」において実施する会議について

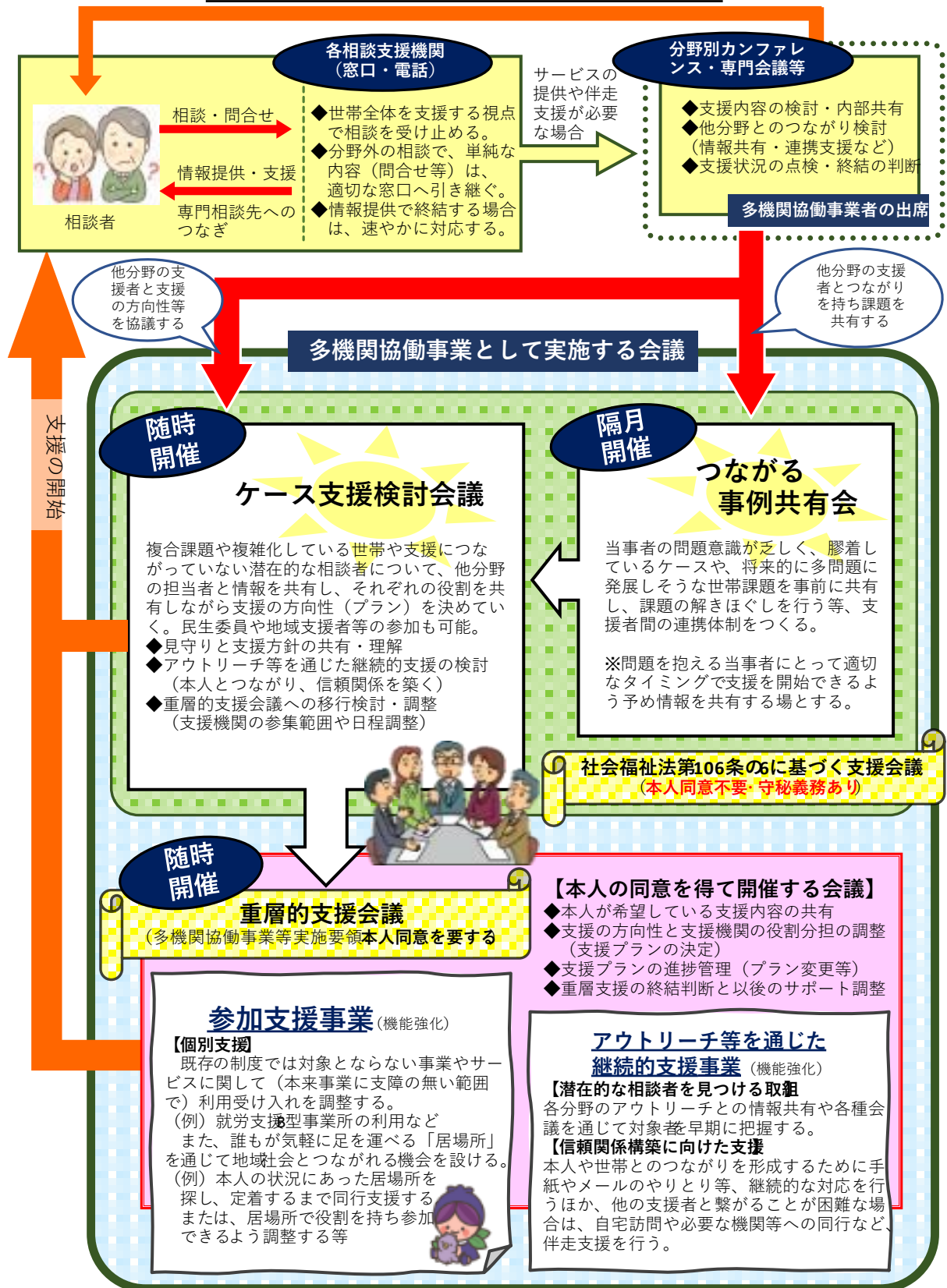
重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種・多機関による連携が重要となります。当該事業の中核を担う多機関協働事業における、「支援会議」や「重層的支援会議」の開催を通して、チーム支援に向けたネットワークづくりに取り組みます。

【本市における支援会議と重層的支援会議の実施概要】

項 目	【支援会議】 1. つながる事例共有会 2. ケース支援検討会議	【重層的支援会議】
主催者	多機関協働事業者 受託者：一般社団法人パーソナルサポートセンター 事務局：保健福祉部 長寿福祉課	
協議する事案	■複雑・複合化し、解きほぐしが必要な事案 ■当事者の問題意識が乏しく膠着した事案 ■将来的に多問題に発展する見込みがある事案 ■当事者と接点がなくアウトリーチ等により、関わりを開始することが必要な事案	■多機関による個人情報の共有と支援の検討・開始について本人（当事者）の同意を得られた事案
会議の役割	■気になる事案の情報共有 ■見守りと支援方針の共有・理解 ■緊急性のある事案の検討	■本人が希望する支援内容、方向性の理解・共有 ■支援プランの協議・決定 ■支援プランの進捗管理 ■支援プランの中断・終結判断 ■支援メニューの充足や開発に向けた検討・協議
個人情報の共有に関する規定	社会福祉法 106 条の 6 第 5 項により、会議の構成員に守秘義務が課される	支援者間における個人情報の共有について本人（当事者）の同意を要する
会議の構成員（機関含む）	【必須構成員】 多機関協働事業者等（アウトリーチ、参加支援事業者含む） 包括的相談支援事業者、保健福祉部職員、事務局ほか 【一般構成員】 行政関係部署職員、地域づくり事業構成員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消費生活相談員、人権擁護委員、行政相談員、生活相談員、町内会、そのほか支援関係機関等、支援のために必要と思われる関係者 ※重層的支援会議においては、本人の同意が得られる範囲において招集する。希望があれば本人・家族等の出席も可能。	
開催頻度	1. 定期開催（隔月 1 回） 2. 随時開催	随時開催

「多機関協働事業」が実施する会議のイメージ

【支援の開始】各担当において対応可能なものは、従来通りに支援を実施する。

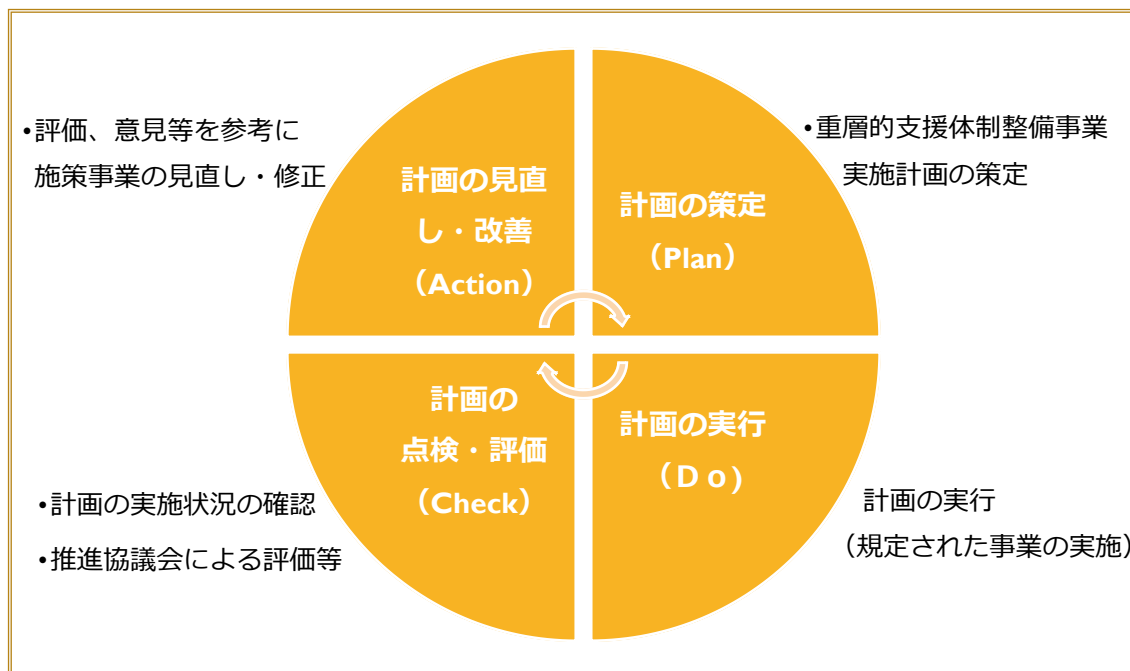


4. 計画の進行管理について

◆ 計画の進行管理

本計画は、地域福祉計画に包含する予定としているため、地域福祉計画の進捗評価の手順に倣い、「地域福祉計画検討委員会」及び「地域福祉計画推進本部会議」を経て「地域福祉計画推進協議会」に事業の進捗状況を報告し、点検・評価、見直し・改善についての検討（PDCA サイクル）を行い、次年度以降の取組に活かしていきます。

【計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ】



5. 資料等

◆ 用語解説

《あ行》

■ アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない対象者へのアプローチの方法で、専門職員等が地域に積極的に出て対象者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。

■ アセスメント

対象者の問題や状況の本質、原因等を理解し援助に必要な方針を立てるため、対象者が何を求めているのか正しく知り、対象者の能力や生活環境等を把握し、生活全般の課題を把握すること。

《か行》

■ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う専門職のこと。

制度の狭間にある課題や複合的な課題への対応や、新たな支援の仕組みづくりのための調整やコーディネート等、地域づくりを行う。

《さ行》

■ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

■ 生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生活保護受給に至る 前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

《た行》

■ ダブルケア

子育てと介護を同時に行うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化が要因で、子育てと介護が一人に集中したり、孤立化したり、離職する等の問題が生じやすい。

■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

■地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

《は行》

■8050 問題

50 代前後のひきこもりがちな子どもを、80 代の親が養っている状態のこと。経済難からくる生活困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになる等の問題が生じることがある。

■伴走支援

困りごとそのものの解決を目的とするだけではなく、困りごとを抱えたその人とつながりつづけることを目的とした支援のこと。

■包括的な支援体制

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとの相談体制では、対応が困難な世帯の中での課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域で孤立・排除されているケース等を確実に支援につなげ、かつ生活支援や就労支援等を一体的に実施することで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるよう、既存の相談支援機関を活用し、関係機関、地域住民、民生委員・児童委員等の地域関係者が連携する体制のこと。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。

担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《や行》

■ヤングケアラー

家族にケア（お世話）を要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。